

令和6年2月5日

# 第8回 仙台市交流人口拡大推進検討会議 会議資料

文化観光局観光課

1. 第7回検討会議の主な意見等と対応状況	3
2. 本日の論点	6
3. 強化すべき施策と事業規模	7
4. 宿泊税の制度設計（案）	15

# 1. 第7回検討会議の主な意見等と対応状況

## (1) 強化すべき施策と事業規模

	意見等	対応状況
岩松委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉地での滞在促進について作並・定義地区が抜け落ちている。</li> <li>・インバウンド獲得強化について、東南アジアや欧米向けとあるが、誰がどこにどのようにプロモーションするのか。</li> <li>・MICEはエクスカージョンの造成の視点が落ちている。</li> <li>・圏域内の強化やDX推進はもっと多くの予算をかけて行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組み1重点③は作並・定義地区も対象。</li> <li>・取組み2重点①は行政が民間事業者や関係機関と連携を図りながら実施。</li> <li>・取組み2重点②に追加。</li> <li>・取組み3重点①は事業規模拡大。</li> </ul>
梅原委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値化は企業努力によるべきで、行政が補助金を出すと不公平感がある。</li> <li>・民間が独自でやることも多い。直接行政が実施するのではなく、仕組みづくりをして若い世代のアイデアを出す人に協力するというやり方もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組み3重点③は賛成意見も踏まえつつ事業規模縮小。</li> <li>・取組み1～3の各種補助事業で支援。</li> </ul>
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的にはセグメントして深堀して、ある意味一点突破していくことが求められている。皆が満足するものは難しいが、それは中長期的な視点で考えるべき。</li> <li>・プロモーションには懐疑的で、インバウンド対応についても、キラーコンテンツさえあればやりようがある。早く観光のフックをつくっていくべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P14施策推進の考え方を整理。</li> <li>・取組み1を優先度の高い取組みと位置づけ。</li> </ul>
橋浦委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から提示された施策は、これまでの議論を含めてまとめられている。また、強化すべき施策の方向性と全体の事業規模感は調整できるものだと認識。</li> <li>・宿泊税を導入せずに今のままで良いのか、様々な施策を打って都市間競争を生き抜く道を選ぶかという議論が必要。刺激策を打つべきだと考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7回にお示した内容をベースに提示。</li> </ul>
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の議論や過去に寄せられた意見も含め、一通り整理されている。予算規模は、市でバランスを考えて提示したものと認識。</li> <li>・高付加価値化は、観光庁が実施しており、地域の魅力につながっている。全体的な予算規模と、新たな財源が必要か、確保のために何をすれば良いかを議論すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
今野委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策とそれの大まかな配分について、それほど違和感を持たなかった。こういった目安がないと、財源の議論はできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市は何が魅力で、何を売っていくかが重要。交流人口を増やす、モノを作るためにはお金が必要で、財源も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>

# 1. 第7回検討会議の主な意見等と対応状況

## (2) 財源確保策の検討

		意見等	対応状況
岩委	松員	<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯税について公開しているものは、具体的ではない。新たな財源、宿泊税には抵抗がある。</li> <li>宮城県とはどのような交渉をしているのか。入湯税が150円、県が300円、市も300円で合計750円となってはお客様に説明ができない。</li> <li>地域でそれぞれニーズが異なる。地域ごとに話し合いを行うべきで、積みあがったものは一般財源の中に納まり、新たな税源を求める必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P5に入湯税の用途を整理。</li> <li>P17に市の税率(案)を提示。宿泊税導入となれば宮城県と調整を行う。</li> <li>既存事業の見直し、改善を図りつつ、強化すべき施策を実行するには新たな財源が必要と史料。</li> </ul>
橋委	浦員	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮に宿泊税が導入された場合、目的税化されるのか、用途などはどのような形で明示するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P15に交流人口拡大という特定目的のみに使用する財源と位置づけ。</li> </ul>
梅委	原員	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン予約で決済を行うことが主流で、10%以上が宿泊事業者の負担となる場合もある。宿泊税を現地で徴収する場合も、深夜のチェックイン客も多い中、従業員も配置する必要がある。</li> <li>宿泊料金が3,000円の施設も、30,000円の施設もあるのに一律300円かという意見も組合の中で出ている。ビジネス目的で長期滞在する場合も、毎日300円かかる。修学旅行生は免税でも、部活の学生からも徴収するのか、どのような取り方をしても平等にはならないが、免税も細かく検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P23の特別徴収義務者交付金の項目で考え方を提示。</li> <li>P17の税率、免税、P21の課税免除等の考え方を提示。</li> </ul>
高委	橋員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市それぞれが勝手にやるとうまくいかない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊税導入となれば宮城県と調整を行う。</li> </ul>
梅委	原員	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県の税収の大きな割合を仙台市が占めるはずなのに、県全体に分配されてしまって、比率と同じくらい配分されないのではという不安がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>
紫委	富田員	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入後も、事業者の意見を聞きながら、ブラッシュアップしていくことが大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P25の官民連携の推進体制を整理。</li> </ul>

# 1. 第7回検討会議の主な意見等と対応状況

## (3) 入湯税の使途

### 1. 入湯税の根拠法令（地方税法(昭和25年法律第226号) 第701条)

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

### 2. 仙台市における入湯税の使途決算額（令和4年度分）

（単位：千円）

	計
観光振興（観光施設の整備を除く）	102,467
・秋保ビジターセンター等運営管理	16,267
・秋保文化の里センター運営管理	43,456
・仙台観光国際協会補助金	13,756
・観光パンフレット作成	2,369
・キャンペーン等開催	26,619
観光施設の整備	61,297
・作並観光交流センター維持管理等	7,977
・定義交流センター維持管理等	4,169
・秋保工芸の里維持管理等	2,923
・泉ヶ岳維持管理等	6,151
・その他観光施設維持管理等（秋保大滝、大東岳、奥新川、鳳鳴四十八滝関係等）	40,077
消防施設等の整備	10,335
・消防車両整備	10,335
合計	174,099

第7回検討  
会議の意見  
等を踏まえ

事業規模を拡充すべき事業や観光のフックとなるコンテンツの創出、宿泊税の具体的な制度設計や導入の際の課題等について整理すべきとのご指摘を踏まえ、強化すべき施策推進の考え方、宿泊税の制度設計と導入にあたっての進め方について、ご議論いただきたい

### 本日の論点

01

強化すべき施策推進の考え方

02

宿泊税の制度設計（案）

# 3. 強化すべき施策と事業規模

## 施策と事業規模の概要

選ばれる観光地として仙台・東北を新たなステージへ引き上げるため、**①宿泊者の満足度向上と②持続可能な観光地域づくり（観光競争力の強化）**の視点のもと強化すべき施策と事業規模をとりまとめ。

### 取組み

#### 1 エリアの特色を活かした魅力の磨き上げ

👉 6～10億円程度／年

#### 概要

中心部・西部・東部のエリアごとの多種多様な特色や資源を生かした魅力の磨き上げにより回遊性の向上を図る

#### 重点事業

- ①青葉山エリアの整備促進
- ②中心部の活性化
- ③魅力ある温泉地での滞在促進
- ④東部エリアのコンテンツ活用

### 取組み

#### 2 交流人口の拡大促進

👉 5～8億円程度／年

#### 概要

拡大が期待されるインバウンドの獲得を強化するとともに、MICEの誘致や閑散期対策等により、一年を通じた交流人口の底上げを図る

#### 重点事業

- ①インバウンド獲得強化
- ②MICE推進
- ③閑散期対策
- ④圏域内周遊強化
- ⑤まつり等の高付加価値化

### 取組み

#### 3 来訪者の受入環境の充実

👉 4～5億円程度／年

#### 概要

DXの活用や必要な環境整備を徹底して快適に旅行できる環境づくりを推進するとともに、関連事業者のサービス向上・収益力強化を後押しし来訪者の満足度向上とリピーターを獲得する

#### 重点事業

- ①観光DX推進
- ②観光産業人材確保支援
- ③宿泊施設等の高付加価値化
- ④ユニバーサルツーリズム推進
- ⑤観光関連対策基金

■ **事業規模全体額** 15 ～ 23 億円程度／年

# 3. 強化すべき施策と事業規模

## 取組み1 エリアの特色を活かした魅力の磨き上げ（1）

### 重点事業① 青葉山エリアの整備促進 ▶ 2～3億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ 通年を通して楽しめる体験型コンテンツの整備
- ▶ ナイトコンテンツの造成
- ▶ 旅行者や市民が気軽に楽しめる広瀬川のにぎわいづくり



目標例	参考指標
青葉山エリアの各施設における年間観光客入込数増加	101.3万人（令和元年）
仙台城本丸跡の年間来場者数増加	32.6万人（令和4年度）

魅力向上

満足度向上

宿泊促進

### 重点事業② 中心部の活性化 ▶ 1～2億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ 中心部商店街や道路空間などを活用した夜市の開催など、消費につながるナイトコンテンツの創出
- ▶ 都心と青葉山をつなぐ新たなモビリティの導入など都心の二次交通の改善
- ▶ 将来的な再開発を見据えた一体性のある環境整備

目標例	参考指標
中心部商店街歩行者通行量増加	224,347人/日（令和5年度）

消費拡大

魅力向上



# 3. 強化すべき施策と事業規模

## 取組み1 エリアの特色を活かした魅力の磨き上げ（2）

### 重点事業③ 魅力ある温泉地での滞在促進 ▶ 2～3億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶温泉地の事業者と協働で街歩きがしやすく景観に配慮した温泉街づくり
- ▶豊富な自然を活かした観光資源の整備
- ▶自然とアクティビティ・景観を融合させたアドベンチャーツーリズムの推進



【提供：界 長門】

目標例	参考指標
秋保温泉宿泊者数増加	856,116人（令和元年）
作並温泉宿泊者数増加	224,282人（令和元年）

魅力向上

宿泊促進

誘客強化

### 重点事業④ 東部エリアのコンテンツ活用 ▶ 1～2億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶東部エリアの観光資源をつなぐ「海手ループバス」の運行期間・エリア拡充
- ▶震災遺構仙台市立荒浜小学校をはじめ、東日本大震災を経験し将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えた「防災環境都市・仙台」のコンテンツとしての魅力づくりとPRの強化

目標例	参考指標
海浜エリア内の主要公共施設年間利用者数増加	735,212人（令和4年度）

誘客強化

魅力向上

教育支援

# 3. 強化すべき施策と事業規模

## 取組み2 交流人口の拡大促進（1）

### 重点事業① インバウンド獲得強化 ▶ 1～2億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶重点市場であるタイ・台湾に加え、東南アジアや欧米豪、国内大都市経由のインバウンドの獲得など、新たな市場開拓に向けたプロモーションの強化
- ▶観光関連事業者や観光施設等における多言語化、文化・習慣への対応
- ▶ガイド育成等の受入環境の整備



多言語解説の整備・充実  
(スマホでのQRコード読取)



多様な食習慣への対応

目標例	参考指標
-----	------

外国人宿泊者数増加

334,767人（令和元年）

誘客強化

宿泊促進

満足度向上

### 重点事業② MICE推進 ▶ 1～2億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶大規模MICE誘致の際の助成拡大
- ▶青葉山エリアでのMICE開催の魅力向上や、回遊促進に向けたシャトルバス、MICEコンテナ利用促進、参加者向けエクスカージョンなどの助成
- ▶テクニカルビジットやユニークベニュー等の仙台開催の魅力をもっと向上させるコンテンツやサービスの整備



レセプション

目標例	参考指標
-----	------

コンベンション開催件数増加

564件（令和4年度）

満足度向上

消費拡大

# 3. 強化すべき施策と事業規模

## 取組み2 交流人口の拡大促進（2）

### 重点事業③ 閑散期対策 ▶ 2～3億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ 閑散期の誘客促進に向けたキャンペーンの実施
- ▶ 大型イベント・スポーツイベント誘致の強化

目標例	参考指標
宿泊促進キャンペーン利用による閑散期の宿泊増加	延べ35,577人（令和4年度）

宿泊促進

消費拡大

### 重点事業④ 圏域内周遊強化 ▶ 0.5億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ 松島や蔵王などの訴求力のある資源を活かした圏域内の連携・誘客の促進
- ▶ 仙台・東北の魅力や情報を発信する拠点機能の強化

目標例	参考指標
他市町村との連携強化	R5年度に現状調査



誘客強化

魅力向上

### 重点事業⑤ まつり等の高付加価値化 ▶ 0.5億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ 収益の向上につながるような特別な体験ができる高付加価値型の商品の造成などを支援

目標例	参考指標
各まつり※合計入込数増加	5,283千人（令和4年）

魅力向上

消費拡大

伝統継承

※仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、仙台七夕花火祭、SENDAI光のページェント、定禅寺ストリートジャズフェスティバル、みちのくYOSAKOIまつり

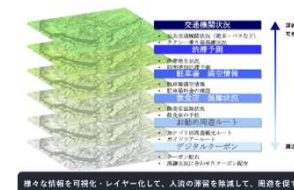
# 3. 強化すべき施策と事業規模

## 取組み3 来訪者の受入環境の充実（1）

### 重点事業① 観光DX推進 ▶ 1～1.5億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶市内の宿泊・観光情報等を一元的に集約し、お得な情報も配信できる仕組みの構築
- ▶観光関連事業者の生産性向上やキャッシュレス化等に向けた支援



#### 目標例

来訪者の利便性向上

観光関連事業者のデジタル化推進

利便性向上

満足度向上

経営体質強化



キャッシュレス決済

### 重点事業② 観光産業人材確保支援 ▶ 1億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶観光産業に特化した人手不足解消に向けた支援
- ▶外国人の雇用支援をはじめとした従業員確保につながる直接的支援



#### 目標例

観光関連事業者の経営体質強化

経営体質強化

# 3. 強化すべき施策と事業規模

## 取組み3 来訪者の受入環境の充実（2）

### 重点事業③ 宿泊施設等の高付加価値化 ▶ 0.5億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ 上質な空間を演出するための宿泊施設等の改修
- ▶ 高付加価値なサービスを提供する観光関連事業者への支援

#### 目標例

- 来訪者の満足度向上
- 来訪者の消費額

誘客強化

消費拡大

魅力向上

宿泊促進

### 重点事業④ ユニバーサルツーリズム推進 ▶ 0.5～1億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ ハード・ソフト両面のストレスフリーや安心を提供する必要な整備への支援
- ▶ 観光案内機能の強化
- ▶ ユニバーサルツーリズムの推進

#### 目標例

- 来訪者の利便性向上

利便性向上

魅力向上



### 重点事業⑤ 観光関連対策基金 ▶ 1億円程度／年

#### 施策の方向性と効果

- ▶ 感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に対応するための取組み
- ▶ 時代の変化に伴う旅行スタイルの変化や新たな観光需要への対応
- ▶ 一定額を基金化し、上記の取組みや対応に充当

持続可能性

# 3. 強化すべき施策と事業規模 施策推進の考え方



取組み

1

エリアの特色を活かした  
魅力の磨き上げ

優先度高

● 民間事業者の技術やアイデアを活かして訴求力のあるコンテンツ（イベント含む）を創出するとともに、二次交通の充実などにより面的な魅力の磨き上げ・回遊性向上を図る。

● 調査・設計・工事といった工程が必要な短期には実現できないコンテンツの造成・環境整備の実現を目指すとともに、その上で、その地の魅力をさらに高めるためのハード整備と併せたソフト事業を展開する。

取組み

2

交流人口の拡大促進

● 新たな市場や個人旅行も射程にインバウンド獲得を強化するとともに、仙台国際C会議棟改修中でも継続的にMICEを誘致できる仕組み・助成を行う。閑散期対策やまつり等の魅力向上により誘客の底上げを図る。

● 誘客効果の高い市場へのアプローチや、それに伴う受入環境整備、MICEは地域一体となった受入体制の整備を進める。また、閑散期対策を継続的に実施する。

取組み

3

来訪者の受入環境の充実

● 事業者のニーズに応じて、目下の課題である人手不足対策に取り組むとともに、DX推進や高付加価値化など観光関連産業の基盤強化を図る。バリアフリー化など来訪者が快適に訪れることができる環境を整備する。

● その時々々の社会情勢に応じて、必要な施策や事業を選択しつつ、国費も活用しながら、観光関連事業者支援を行う。来訪者の受入環境整備は継続的に実施する。



## 4. 宿泊税の制度設計（案）

### （1）法定外目的税（宿泊税）の導入

15

#### 主な ポイント

- 激化する都市間競争の中、交流人口拡大に向けて、本市が計画的に強化すべき施策に取り組むためには、安定的かつ継続的な財源が必要となる。
- 地方公共団体が提供する様々な公共サービスや、国内外の旅行者の受入れに向けた環境整備等による受益があることを踏まえ、地方税の応益負担の原則に沿って、その受益に応じた負担の一部を旅行者に求めることとしたい。

#### 1. 財源確保策の検討

- 財源については、一定規模以上で安定的かつ継続的に確保する必要があり、地方税（目的税）によることが妥当である。
- 旅行者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点からは、広く負担を求めることが原則である。
- 一般的に、旅行者については、宿泊行為以外にも交通機関による移動や飲食、土産品の購入等、様々な消費行動を伴うことが多く、一定の担税力を保有している。

#### 2. 先行自治体の状況

- 観光関係の財源確保策として宿泊税を導入している。
- 宿泊税を導入しているすべての自治体において、法定外目的税として創設している。

#### 3. 税収の使途

- 交流人口拡大という特定目的のみに使用される安定財源として創設する。



### 法定外目的税（宿泊税）の導入

# 4. 宿泊税の制度設計（案）

## ①課税客体～③納税義務者

### 主なポイント

- 課税客体は、捕捉の便宜・担税力の判断いずれにおいても宿泊行為が優れている。宿泊行為以外の入域、交通機関利用、飲食などは、行為の捕捉や、旅行者等と住民の日常利用の利用との区別が困難である。
- 宿泊行為が課税客体であることを前提に、宿泊者を納税義務者とし、宿泊施設の経営者等を特別徴収義務者に指定する。
- 課税標準は特別徴収義務者の事務負担等を考慮し、宿泊数とする。

	制度設計（案）	先行自治体の状況
①課税客体	○宿泊行為を課税客体とする。 旅館業法（下宿営業は除く）または住宅宿泊事業法に係る宿泊施設における宿泊行為	○すべて宿泊行為を課税客体としている。
②課税標準	○宿泊数を課税標準とする。	○倶知安町を除くすべての自治体が宿泊数を課税標準としている。 ○倶知安町は、宿泊料金（※）を課税標準としている。
③納税義務者	○宿泊者を納税義務者とし、宿泊施設の経営者等を特別徴収義務者に指定する。	○すべての自治体で宿泊者を納税義務者としており、宿泊施設の経営者等を特別徴収義務者に指定している。

### ※課税標準を宿泊料金とする場合の留意点

- 正確な課税標準の判定のために、宿泊料金の定義を厳密に定める必要がある。  
（例：朝食料金を含めるか、旅行会社経由の企画旅行の場合の宿泊料金の範囲 等）
- 宿泊事業者において、個々の宿泊料金から税額を計算する事務負担が生じる。  
（例：帳簿に記載してこれを保存することや都度税額を計算することが必要 等）



# 4. 宿泊税の制度設計（案）

## ④税率、⑤免税点

### 主なポイント

- 税率は、事業規模の縮小や事業の優先順位付けを行い必要な事業費について精査しつつ、先行自治体の税率とのバランスにも配慮して設定する。
- 免税点は、特別徴収義務者の事務負担を考慮しつつ、設定の有無を検討する必要がある。

	制度設計（案）	先行自治体の状況
④税率	○事業規模との調整を図りつつ、一律200円で検討する。	<ul style="list-style-type: none"><li>○倶知安町を除き宿泊数に応じた一定額による方法としている。倶知安町は宿泊料金の一定割合としている。</li><li>○一定額としている自治体は、福岡県と北九州市を除き、宿泊料金の多寡に応じて複数の税率を設定している。</li><li>○一定額としている自治体の税率は100円～1,000円であるが、20,000円未満の宿泊料金に対しては200円以下で設定している。</li></ul>
⑤免税点	○免税点を設けるかどうかについて検討する。	<ul style="list-style-type: none"><li>○東京都と大阪府を除き、免税点を設定していない。</li></ul>

※税率を宿泊料金の多寡に応じて複数設定する場合、および免税点を設定する場合の留意点  
正確な宿泊料金および免税点の判定のために、宿泊料金の定義を厳密に定める必要があり、特別徴収義務者において、判定を行う事務負担が生じる。

# 4. 宿泊税の制度設計（案）

【参考】財源と事業規模の調整

## 主なポイント

- 強化すべき施策に係る事業費については、宿泊税の税収を主な財源として充当する。
- 各事業内容の精査や年度間の平準化により、所要額について精査するとともに、国費等も活用しながら必要な財源を確保していく。

### ア) 事業内容の精査

より効率的に効果を発現できるように、事業内容について詳細な検討を行う



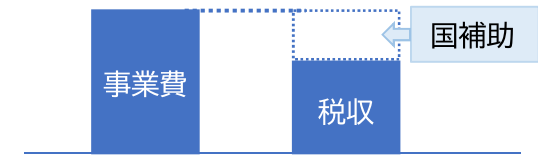
### イ) 年度間の平準化

事業の優先度を考慮しつつ、実施時期でセグメントし、年度間の事業規模を平準化する



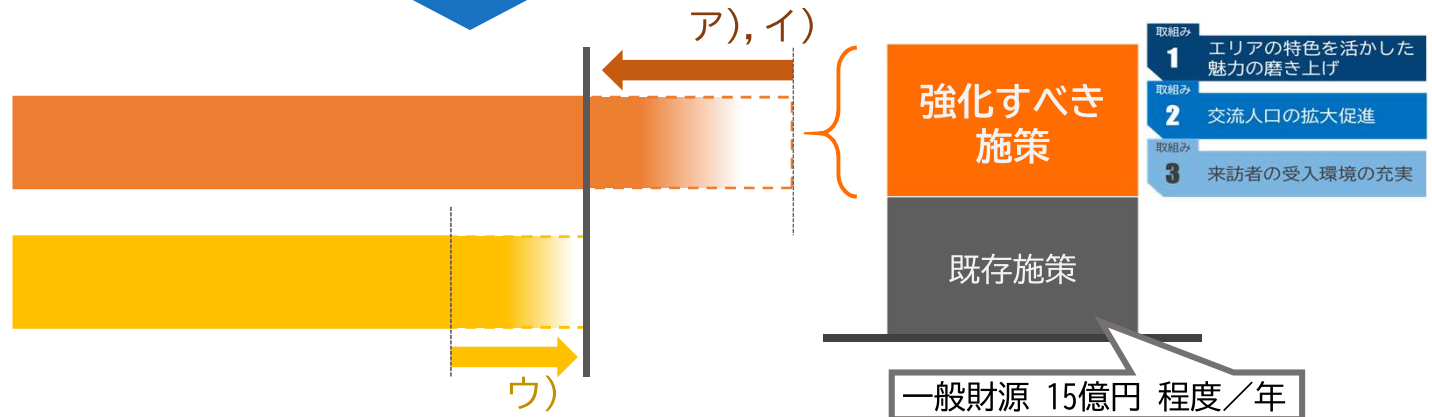
### ウ) 他財源の活用

国庫補助金等の活用可能な財源については、積極的に活用する



事業規模全体額  
(15~23億円/年)

財源 (宿泊税充当)



# 4. 宿泊税の制度設計（案）

## 【参考】税率と税収試算額

### 主なポイント

- 仙台市交流人口ビジネス活性化戦略2024の達成目標である本市の年間延べ宿泊者数650万人泊と先行導入自治体の試算等を参考に、宮城県条例案の税率（税額）1人1泊300円（例1）で試算すると活用可能額は18.6億円。
- 1人1泊200円（例2）の場合12.3億円。段階的な税率（例3）の場合は金額区分の設定が重要。1人1泊300円で3,000円未満免税（例4）の場合は17.5億円。

### 税収試算額の比較

	税率（税額）	区分	税額（円）	宿泊者数（万人）	税収（億円）	徴税費用見込額（億円）	活用可能額（億円）
例1	一律300円	—	300	650	19.5	0.9	18.6
例2	一律200円	—	200	650	13.0	0.7	12.3
例3	10,000円未満：100円	10,000円未満	100	507	5.1	0.5	8.6
	20,000円未満：200円	20,000円未満	200	85	1.7		
	20,000円以上：400円	20,000円以上	400	58	2.3		
例4	3,000円未満：0円	3,000円未満	0	40	0.0	0.8	17.5
	3,000円以上：300円	3,000円以上	300	610	18.3		

#### （参考1）市内宿泊施設宿泊料の内訳（大人1名、素泊まり、消費税込）

施設数	比率	施設数	比率		
~10,000円未満	114	78%	~3,000円未満	9	6%
~20,000円未満	19	13%	3,000円以上~	137	94%
20,000円以上~	13	9%			

#### （参考2）積算の考え方

- 税収 = 税率（税額） × 宿泊者数
- 徴税費用見込額 = 徴税費 + 特別徴収義務者交付金支出額 + 未申告未納入額
  - ・徴税費 = 0.2億円
  - ・特別徴収義務者交付金支出額 = 税収 × 2.5%
  - ・未申告未納入額 = 税収 × 1%\*

\*他自治体実績（徴収率R1~R3平均98.6%）より1%と仮定

出典：仙台市観光統計基礎データ（R5.2）を参考にR5.6に各施設HPより確認  
 ※市内ホテル・旅館・簡易宿所152軒中HPから宿泊料が確認できた146軒

# 4. 宿泊税の制度設計（案）

## 【参考】宿泊税先行導入自治体の税率

自治体	収用の使途	税率（税額）
東京都 H14.10～	国際都市東京の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	10,000円以上15,000円未満＝100円 15,000円以上＝200円
大阪府 H29.1～	世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力高めるとともに、観光振興を図る施策に要する費用	7,000円以上15,000円未満＝100円 15,000円以上20,000円未満＝200円 20,000円以上＝300円
京都市 H30.10～	国際文化観光都市としての魅力高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	20,000円未満＝200円 20,000円以上50,000円未満＝500円 50,000円以上＝1,000円
金沢市 H31.4～	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	20,000円未満＝200円 20,000円以上＝500円
倶知安町 R1.11～	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	宿泊料金の2%
福岡県 R2.4～	宿泊施設の多言語案内・情報発信・バリアフリー化等に対する支援、インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援、市町村が創意工夫を凝らして実施する観光施策への財政的支援	200円 (福岡市及び北九州市は下記の通り)
福岡市 R2.4～	「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」、「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」に要する費用	20,000円未満＝200円（うち県税50円） 20,000円以上＝500円（うち県税50円）
北九州市 R2.4～	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用	一律200円（うち県税50円）
長崎市 R5.4～	都市の魅力高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	10,000円未満＝100円 10,000円以上20,000円未満＝200円 20,000円以上＝500円
(参考)		
宮城県 (R2.2月条例案)	観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用	3,000円以上＝300円

### 主な ポイント

○課税免除は、特定の納税義務者の負担軽減を考慮する必要がある一方で、特別徴収義務者に事務負担が生じることにも配慮する必要がある。

	制度設計（案）	先行自治体の状況
⑥課税免除	○学校の教育活動等の課税免除を設けるかどうかについて検討する。	○課税免除を設けない先行導入自治体が多い。 (京都市、倶知安町及び長崎市にて課税免除規定あり)

### ※課税免除を設定する場合の留意点

- 正確な課税免除の判定のために、課税免除対象となる宿泊行為の定義及び確認方法を厳密に定める必要がある。
  - ⇒「学校の教育活動」を課税免除対象とした場合：定義や証明の手法、専修学校・各種学校は対象となるか、部活の遠征の取扱い 等
- 特定の納税義務者に係る負担軽減は、補助金等の歳出施策によっても実現可能である。
- 各宿泊事業者（特別徴収義務者）において課税免除の判定を行う事務負担が生じる。
- ビジネス客の長期連泊への配慮が必要である。

## 4. 宿泊税の制度設計（案）

【参考】宿泊税先行導入自治体の課税免除

22

自治体	課税免除
東京都 H14.10～	なし
大阪府 H29.1～	なし
京都市 H30.10～	<ul style="list-style-type: none"><li>小・中学校、高校の修学旅行、その他学校行事に係る宿泊</li><li>保育所等の施設が主催する行事に参加する満3歳以上の幼児及びその引率者</li></ul>
金沢市 H31.4～	なし
倶知安町 R1.11～	<ul style="list-style-type: none"><li>幼稚園、小・中学校、高校の修学旅行や研修旅行に参加する幼児、児童、生徒及び教員</li><li>職場体験またはインターンシップのために宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生</li></ul>
福岡県 R2.4～	なし
福岡市 R2.4～	なし
北九州市 R2.4～	なし
長崎市 R5.4～	<ul style="list-style-type: none"><li>修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者</li><li>部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会（中体連等が主催する大会）に参加する児童、生徒並びに引率者</li></ul>
(参考)	
宮城県 (R2.2月条例案)	<ul style="list-style-type: none"><li>学校の教育活動（修学旅行等）</li></ul>

# 4. 宿泊税の制度設計（案）

## ⑦徴収方法～⑩見直し時期

### 主なポイント

○先行導入自治体の事例を考慮しつつ、事業者の手続きの負担や特別徴収義務者交付金の設定については、宿泊事業者へのヒアリングを実施した上で、必要な対応を検討していく。

	制度設計（案）	先行自治体の状況
⑦徴収方法	○宿泊事業者等を特別徴収義務者（再掲）とした特別徴収とする。	○すべて宿泊事業者等を特別徴収義務者とした特別徴収の方法としている。
⑧申告・納入方法	○申告納入の時期（納期限）や一会計年度当たりの回数その他の手続きなど、先行自治体の例も踏まえ、検討する。	○すべての自治体において、毎月の申告納入を原則としつつ、3か月に1回（年4回）の特例を設定している。
⑨特別徴収義務者交付金	○特別徴収義務者交付金を交付することとし、その交付率及びシステム改修費用等の支援については、宿泊事業者にヒアリングを実施しつつ、今後検討する。	○すべての先行自治体において、納期内納入額の一定割合（2～2.5%）を交付。長崎市においては、これに加えてシステム改修・構築、ハードウェア・ソフトウェアの購入費用についても一部補助。
⑩見直し時期 （課税を行う期間）	○制度開始当初は3年程度で検証を行い、その後は5年ごとに検証する。	○条例施行後5年もしくは条例施行後3年（その後は5年ごと）を目途に見直し規定を設けている。

# 4. 宿泊税の制度設計（案）

## （2）制度設計の総括

	今回案	備考（宮城県R2.2月条例案）
①課税客体	宿泊行為	宿泊行為
②課税標準	宿泊数	宿泊数
③納税義務者	宿泊者	宿泊者
④税率	1泊当たり200円	1泊当たり300円
⑤免税点	免税点を設けるかどうかについて検討する	1人1泊3,000円未満
⑥課税免除	学校の教育活動等の課税免除を設けるかどうかについて検討する	学校の教育活動（修学旅行等）
⑦徴収方法	特別徴収	特別徴収
⑧申告・納入方法	納期限や一会計年度当たりの回数、その他の手続きなどについて検討する	3か月ごと
⑨特別徴収義務者 交付金	導入する （具体内容は今後検討）	導入予定
⑩見直し時期 （課税を行う期間）	5年ごとに検証 （制度開始当初は3年程度で検証）	5年



# 4. 宿泊税の制度設計（案）

## （3）導入後の推進体制

### 主なポイント

- 宿泊税などの税導入となった場合、宿泊事業者への意見徴収やヒアリングを実施し、課題や必要な支援を把握するとともに、施行後は、毎年使途や効果等の意見交換を行い、今後の施策に反映などを行う官民連携の推進体制を整備する。
- 税収や使途を見える化するとともに、定期的にアンケート（宿泊事業者、宿泊者）や関係団体等へのヒアリングを実施する。

